

厚生労働省発基安1130第2号

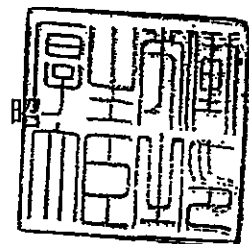
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙1「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙2「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成21年11月30日

厚生労働大臣 長妻



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 適用除外製品等の見直し

次に掲げる物について、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）において「改正令」という。）附則第三条に規定する適用除外製品等ではないものとする。

一 石綿ジョイントシートガaskettingから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。二において同じ。）を含有するガaskettingであつて、改正令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。）の接合部分（二百度以上三百度未満の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

二 石綿を含有する断熱材（本邦において製造されるミサイルに使用されるものに限る。）

第二 施行期日等

一 施行期日

この政令は、平成二十二年三月一日から施行するものとする。ただし、第一（同二に掲げる物に係る部分に限る。）は平成二十二年二月一日から施行するものとする。

二 経過措置

- (一) 第一の一及び二に掲げる物のうち、この政令の施行の日（同二に掲げる物にあつては、平成二十二年二月一日）において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は適用しないものとする。

- (二) (一)に掲げるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 有害物ばく露作業報告書の様式の改正

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）様式第二十一号の七の有害物ばく露作業報告書の様式について、作業一回当たりの製造・取扱い量及び一日当たりの作業時間を報告項目として追加するとともに、保護具の使用状況等を報告項目から除くなど所要の改正を行うものとする事。

第二 施行期日

この省令は、平成二十二年一月一日から施行するものとする事。